平成２２年（フ）第２５８号
茨城県稲敷市上根本1749番地
債務者　野友　由美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
茨城県取手市白山６丁目４番４―303号
債務者　中林惠美子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
茨城県取手市取手１丁目５番11号　つつじの郷
債務者　斉藤　春男
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１３７号
大阪市平野区喜連西５丁目２番４号ウエストコーポ喜連305号室
債務者　アトム企画こと　伊東　錠二
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３４７号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目６番１号　アパート日光荘７階12号
債務者　石崎　正男
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７４９号
大阪市浪速区桜川２丁目２番25―401号
債務者　中村　邦子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０４６号
大阪市平野区長吉長原１丁目１番48号　メゾンラベール208号
債務者　村上喜代子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１２４号
大阪府大東市三住町15番９号
債務者　阿部　勝之
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２１８号
大阪府東大阪市楠根３丁目１番33号
債務者　サランこと　髙田　修身
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２２５号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番８―207号
債務者　甘　　月英
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２３０号
大阪市平野区平野北２丁目６番14号
債務者　瀬戸山恵美（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２４３号
大阪市旭区高殿１丁目７番26号
債務者　武重　昌平
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３０３号
大阪府池田市宇保町８番25号
債務者　平化　　修
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３７号
大阪市都島区高倉町１丁目５番23―302号
債務者　吉本　知晃
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３９１号
大阪府八尾市栄町１丁目１番３―307号
債務者　平野　郁子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４０５号
大阪市鶴見区諸口５丁目浜６番20号
債務者　古谷　　進
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４５２号
大阪府枚方市南船橋１丁目３番３号
債務者　栗野　富雄
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７３６号
大阪府東大阪市森河内東１丁目15番３号　エトワール21　405号
債務者　福永　圭子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部